

## 《令和2年度第1回帯広市行政不服審査会 議事概要》

- 1 日 時 令和2年7月14日（火） 13:15～15:50
- 2 場 所 市庁舎 10階 第5A会議室
- 3 出席者 ■行政不服審査会  
・千々和会長 ・野原委員 ・本庄委員  
■行政不服審査会事務局  
総務部総務室総務課  
・高橋室長 ・佐藤課長 ・吉村主任補

### 《議事概要》

- 1 諮問第1号 平成30年度帯広市ばんえい競馬における戒告及び賞典停止処分に対する審査請求について

諮問第1号事件について、審理員による審理手続及び審査請求の内容に係る審査を行った結果、次のとおり答申するとの判断がなされた。

#### 〈審査請求の概要〉

平成30年〇月〇日に帯広競馬場で開催された平成30年度帯広市第〇回ばんえい競馬第〇日第〇競争において、審査請求人の調教に係る競走馬が発走した際、出遅れてスタートしたことから、同日、平成30年度帯広市第〇回ばんえい競馬裁決委員〇〇〇〇外2名が、調教師である審査請求人の発走調教が十分でなかったため競馬の公正を害したとして、審査請求人に対して平成30年帯広市第〇回ばんえい競馬第〇日第〇競走における戒告及び賞典停止処分（以下「本件処分」という。）を行ったところ、審査請求人がこれを不服として本件処分に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行ったものである。

#### 〈審査会の判断〉

本件処分に対する本件審査請求は理由があると認め、本件処分は取り消すべきものであり審査庁の本件審査請求は棄却されるべきである旨の諮問に係る判断は相当ではない。

- 2 諮問第2号 平成30年度市民税・道民税の滞納に対する給与等の差押処分に対する審査請求について

諮問第2号事件について、審理員による審理手続及び審査請求の内容に係る審査を行った結果、次のとおり答申するとの判断がなされた。

#### 〈審査請求の概要〉

審査請求人の平成30年度市民税・道民税の滞納に対する滞納処分として、令和元年〇月〇日

付けで帯広市長が給与等の差押処分（以下「本件処分」という。）を実施した。

このことについて、差し押さえた財産に差押禁止財産が含まれていること、事前に処分庁と納税相談を行っており国税徴収法第 151 条に規定されている換価を猶予されるべきであること、本件処分が納税を猶予されるべきものであり、審査請求人の生活の実情を把握せずに行われたものであることから、帯広市の行った給与等の差押処分は不当であるとして、審査請求がされたものである。

〈審査会の判断〉

本件審査請求については、却下するのが相当である。

以 上

※ 審査請求に関する事項のため、諮問第 1 号及び諮問第 2 号の審査及び資料については非公開とし、本議事概要においても、詳細は記載しない。

※ 審査会が帯広市長に行った答申の内容については、別途、帯広市のホームページにおいて公開している。